



万葉割増商品券を発売します！



◆販売期間 ①村民優先販売 8月1日(水)～8月10日(金)
②一般販売 8月11日(土)～

◆購入方法 ①村民優先販売は、各家庭に配布しました購入引換券(チラシ)1枚と引き換えで3セットまで購入できます。
※購入引換券(チラシ)は再発行できませんので大切に保管してください。

②一般販売は、購入引換券不要で、1人5セットまで購入可能です。

◆販売価格 1セット 10,000円(500円券24枚綴り12,000円分)

◆販売総数 2,000セット(売り切れ次第終了)

◆販売場所・時間 ○万葉・おおひら館(大衡字登沢12-2)午前9時～午後6時
○中華料理北京(大衡字萱刈場55)午前9時～午後5時
○くろかわ商工会大衡事務所(大衡字五反田4-70)午前9時～午後4時(平日のみ)

◆使用期間 8月1日(水)～12月31日(月)

◆商品券取扱店 村内の「商品券取扱店」ポスター掲示の店舗で使用できます。

◆問い合わせ先 くろかわ商工会大衡事務所 ☎345-5173



地区内農地の将来を考えよう ～農業委員会地区座談会を開催します～

村内の農地・農業を将来に向かって守っていくため、地区毎の現状やこれからについて、農家の皆さんと一緒に話し合う座談会を開催します。

今農地を貸している方、今後誰かに任せたいと考えている方、今農地を借りている方、10年後の地域の農業について一緒に考えましょう。

◆対象者

対象地区の農業者、農地所有者、農地の耕作者(農地を借りて耕作している方)

◆時間 午後6時30分～

◆問い合わせ先

農業委員会事務局(産業振興課内)
☎341-8514

	開催日	地区	場所
7月	12日(木)	大瓜上	大瓜上集会所
	13日(金)	衡東	衡東集会所
	17日(火)	衡下	衡下集会所
	18日(水)	衡中・衡中北・衡中東	衡中集会所
	19日(木)	衡上	衡上集会所
	20日(金)	大瓜下	大瓜下集会所
	23日(月)	駒場	駒場集会所
	26日(木)	大森	大森集会所
	27日(金)	奥田	奥田集会所
	30日(月)	蕨崎	蕨崎集会所
31日(火)	松原	松原集会所	

クマにご注意ください！

村内各地で例年以上にクマが目撃されていますので、クマとの不意の遭遇に十分ご注意ください。

◆クマとの遭遇を防ぐためには

- ・ラジオ等の音の出るものの携帯
- ・早朝や夕方の作業時の周辺状況の確認
- ・周辺山林部の下刈り

◆誘引物の除去

- ・生ごみや野菜等の廃棄残さの処理
- ・農機具庫の施錠管理等



◆もしも、クマに遭遇してしまったら(近くにクマがいることに気がついた場合)

- ・落ち着いて、クマに背を向けずに、ゆっくりとその場から離れる。
- ・大声を出したり、走って逃げたりしない。

クマを目撃した場合や痕跡を見つけた場合は、直ちに役場、又は大和警察署に連絡してください。

◆連絡・問い合わせ先 産業振興課☎341-8514/大和警察署☎345-0101

特別障害者手当・障害児福祉手当のお知らせ ◆問い合わせ先 健康福祉課 ☎345-0253

重度の障害があり日常生活において常に特別な介護を必要とする障害者(児)で、支給要件を満たす方は「特別障害者手当」、「障害児福祉手当」が受給できます。該当すると思われる方は問い合わせください。

特別障害者手当

◆対象者 身体又は知的・精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の20歳以上の方

◆支給対象になる障害の程度

- 下記の①から⑦の障害が重複する方
- ①両眼の視力の合計が0.04以下の方
 - ②両耳の聴力レベルが100デシベル以上の方
 - ③両上肢の機能に著しい障害を有するか、両上肢の全ての指を欠くか、両上肢全ての指の機能に著しい障害を有する方
 - ④両下肢の機能に著しい障害を有するか、両下肢を足関節以上で欠く方
 - ⑤体幹の機能に座っていることができない程度、又は立ち上がることができない程度の障害を有する方
 - ⑥①から⑤のほか、身体機能の障害が長期にわたる安静が必要な病状で、日常生活に常時特別な介護を必要とする方
 - ⑦精神の障害(知的障害を含む)で、①から⑥と同程度以上と認められる方

◆支給制限

施設に入所した場合や病院などに継続して3か月を超えて入院した場合、本人が扶養義務者の所得が一定の金額を超える場合は支給されません。

◆支給金額

月額26,940円

◆支給月

2月・5月・8月・11月



障害児福祉手当

◆対象者 日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の重度の障害児(20歳未満の方)

◆支給対象になる障害の程度

- 下記の①から⑪のいずれかに該当する障害児
- ①両眼の視力の合計が0.02以下の方
 - ②両耳の聴力が、補聴器を使用しても音声を識別することができない程度の方
 - ③両上肢の機能に著しい障害を有する方
 - ④両上肢の全ての指を欠く方
 - ⑤両下肢の機能に著しい障害を有するか、両下肢を足関節以上で欠く方
 - ⑥両下肢が全く動かない方
 - ⑦両大腿を2分の1以上失った方
 - ⑧体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有する方
 - ⑨①から⑧のほか、身体機能の障害か、長期にわたる安静が必要な病状が①から⑧と同程度以上と認められる状態で、日常生活に常時特別な介護を必要とする方
 - ⑩精神の障害(知的障害を含む)で①から⑨と同程度以上と認められる方
 - ⑪身体機能の障害か症状、精神の障害が重複する場合で、その状態が①から⑩と同程度以上と認められる方

◆支給制限

施設に入所した場合や障害年金を受給している場合、本人が扶養義務者の所得が一定の金額を超える場合は支給されません。

◆支給金額

月額14,650円

◆支給月

2月・5月・8月・11月

税務職員を装った不審な電話やメールにご注意を

国税局や税務署の職員を名乗る者から電話があり、マイナンバー制度アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高や口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。

このような電話は、詐欺事件につながる可能性がありますので、ご注意ください。

不審な点があるときは、即答を避け、①相手の所属部署、②氏名、③電話番号を確認した上で一旦電話を切り、税務署に問い合わせください。

また、国税庁の名称(または類似した名称)を使用した団体から、携帯電話等に「還付金を振り込む」「受取口座情報を返信してください。」などのメールが届く事例が発生しています。

国税庁では、還付金のお知らせや受取口座情報を確認するメールを送信することはありませんのでご注意ください。

◆問い合わせ先 仙台北税務署 ☎222-8121